



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 324 号 2011.4.5 発行 社会政策研究所

新年度です。各地で新しい事業所のオープンが続きます。【kobi】

### 精神障害への理解を 交流カフェ、須磨にオープン



神戸新聞 2011年4月5日  
精神障害者と地域住民との交流の場を目指しオープンした「amico」=神戸市須磨区飛松町1

精神障害のある人と地域住民が憩うカフェ「amico（アミコ）」が4日、須磨区飛松町1にオープンした。店内には障害者らが手掛けた財布やかばんなどの小物が並んでいるほか、提供されるクッキーやジュースも手作り。スタッフは「地域に障害の理解を広げるきっかけにしたい」と意気込んでいる。

精神障害者と地域住民が交流する機会を増やそうと、多機能型事業所などを運営するNPO法人「すまみらい」が開店。同事業所などに通う障害者計12人が店員となる。

内装は神戸芸術工科大4年の武内美保さん（21）、小林瑞希さん（21）、木村妃さん（21）が担当。ハンドメイドの商品が並ぶ店内の雰囲気合うように、加工した木材などで手作り感を演出した。

店名も3人で提案し、イタリア語で「友達」を意味する「amico」に決まった。木村さんらは「みんなが笑顔で集える場所になったらいいな」と話していた。午前10時～午後4時（平日のみ）、amico TEL 090・3847・3752 （岡西篤志）

### 念願の障害者施設オープン

中国新聞 2011年4月5日  
府中町内の障害者通所施設や家族の会などが開設した「なないろ作業所」

広島県府中町で初の多機能型障害者福祉施設「なないろ作業所」が4日、同町浜田にオープンした。町内の障害者通所施設や家族の会などでつくる社会福祉法人「福祉の郷(さと)」(米田操理事長)が開設。障害者福祉の拠点施設整備に向けた活動を始めて11年半で念願がかなった。

施設は鉄筋2階建て延べ約940平方メートル。就労支援と生活介護、生活訓練の事業を実施し、定員は計46人。夏までに4人分の短期入所(ショートステイ)なども始める予定だ。

町内や広島市内に住む障害者39人が利用する。職員は19人。今後、1階に喫茶コーナーを設け、施設で作った菓子を



販売する。

町内の障害者通所施設や家族の会など7団体は1999年9月、「町に社会福祉法人格を持った障害児・者総合施設を造る会」を発足させた。町に障害者福祉の拠点施設建設を求めるとともに会による施設整備も模索してきた。

町有地の無償貸与や補助金の交付決定を受け昨年8月に「福祉の郷」を設立。手狭だった各通所施設の機能を集約する形で整備を本格化させていた。

## 精神障害悩まないで / 坂出に事業所オープン

四国新聞 2011年4月5日

オープンした支援事業所で研修を受ける家族会の会員 = 香川県坂出市西庄町

香川県精神障害者家族連合会（井原理太良会長）は、香川県坂出市西庄町に家族支援事業所を開所した。家族同士が悩みを話し合ったり、交流するスペースとして活用。電話相談にも応じ、家族が抱えるさまざまな問題解決や心の負担軽減を図る。

同会は地区ごとに活動する香川県内6家族会で構成。これまで会員が集って交流できる場所はなく、会員以外の精神障害者がいる家族からは「どこに相談していいかわからない」などの訴えが多く寄せられていたため、事業所設置を決めた。

事業所は国の障害者臨時特例交付金を活用し、社会福祉法人若竹会（河崎春海理事長）の敷地内に建設、3月9日に開所した。総事業費は約2千万円。平屋建てで、約90平方メートルの屋内には家族が交流したり、医師らを招いた研修会が行える広いスペースを確保したほか、個別相談に応じる個室も設けた。

会員以外からの電話相談にも対応。専門的な内容については、若竹会のソーシャルワーカーや介護士らが応じる。また、精神障害者への理解を促す普及活動なども展開していく予定。

井原会長は「悩みや苦しみを共有することで家族の心は癒やされる。一人で悩みを抱え込まず、まずは相談を」としている。電話は 0877(59)3637。開所時間は午前8時半～午後5時半。



## 指さし会話カードを作成 聴覚障害者ら救急で 小山市消防本部

下野新聞 2011年4月5日

【小山】耳の不自由な人や外国人を救急搬送する際に円滑な意思疎通を図ろうと、市消防本部は「指さし会話カード」を作成した。カードはA4判。日本語のほか英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の4カ国語を併記した。患者は指をさすだけで、「痛い」「気持ち悪い」などの症状や部位を示すことができる。裏面には住所、名前、服用薬、かかりつけ医などの記入欄があり、可能な場合には患者に書き入れてもらう。

同本部小山消防署によると、聴覚障害者100+件に対してはこれまで救急現場や病院に手話通訳者を派遣、大きな問題はなかったという。カードを導入することで、医療機関の選定などでより速やかな対応を目指す。

カードは3月から救急、消防の各車両に積載しているが、まだ活用したケースはないという。同署は「現状でも身ぶり手ぶりで



対応できていたが、より迅速で、正確に症状を把握できるのでは」としている。

## 取り押さえ死 障害者への理解深めねば

西日本新聞 2011年4月5日

「なぜ息子は死ななければならなかったのか」 - 。知的障害がある安永健太さん = 当時(25) = が佐賀市の路上で警察官に取り押さえられた直後に死亡したのは、2007年9月のことだ。悲劇から約3年半、父親が抱いた疑念は、司法の場でも晴らすことはできなかった。

この事件で遺族の付審判請求による特別公務員暴行陵虐致傷罪に問われた佐賀県警の巡查長(30)に対し、佐賀地裁は無罪を言い渡した。公判では巡查長による殴打行為の有無が争点となり、裁判長は「犯罪の証明がない」と判断した。

付審判請求は、公務員の職権乱用や暴行など公権力の暴走をチェックする役割を担う。検察官の不起訴処分に納得できない場合、被害者側が裁判所に刑事裁判を求めることができる制度だ。

ただ、その門は極めて狭い。最高裁によると、過去50年で約1万8500人を相手に請求されたが、裁判所が審判に付すと決めたのはわずか18人だ。そのうち有罪が確定したのは6人という。

困難を覚悟で付審判請求をした父親ら遺族の思いとは何だったのか。それは、事件の真相解明にほかならない。

安永さんは車道を自転車で走行中に停止していたバイクに衝突し、駆けつけた警官に取り押さえられた。「適正な保護活動だった」との説明に終始する県警に対し不信感を抱いた遺族は、自ら聞き込みを回り、「警官が殴っていた」との証言も得た。それだけに、遺族の審判に対する期待は小さくなかった。

だが結果は、巡查長の弁護人が「検察が不起訴にした証拠がそのまま採用された」と言うように、検察判断が追認された。これでは遺族が「現場で何があったのか何も分からなかった。判決は納得できない」と落胆するのも理解できる。

今回の付審判請求をめぐって、障害者団体などの支援者が全国から集めた賛同署名は約11万人に上った。障害者自立支援法に基づき障害者が地域に出て行く機会が増えるなか、このままでは同じような事件が起こるのではないかと、との危機感が関係者の間で広まったためだ。

専門家によると、知的障害者の中には体に触られただけで取り乱し、大声を出すこともあるという。長崎県で障害者支援に取り組む社会福祉法人の理事長は「警官など市民の命や安全を守る立場の人たちが障害者の実態を十分に把握していないのが問題だ」と指摘する。

今回の事件では、取り押さえた警官らが健太さんを障害者と気付かなかったのは事実だ。いかに県警が保護行為の正当性を主張しても、知的障害者に対する理解不足があったことは否定できない。

佐賀県警は障害者に関する研修拡充など再発防止に取り組んでいるが、時がたって「警官の意識も薄れつつある」(県内の障害者施設関係者)との声も聞く。二度と悲劇を繰り返さないために、警察はもとより社会全体で障害者への理解を深める努力を続けていきたい。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック

